

学校施設等の整備に関する提言

学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立小中学校の整備費について、都市自治体が新增築・解体・老朽化対策・防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ及び補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。

特に、空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、十分な財政措置を講じること。

2. 国有の学校用地については、無償譲渡または無償貸付とすること。

また、統廃合によって学校の用に供さなくなった用地については、無償または大幅に減額したうえで、都市自治体に譲渡すること。

さらに、国有学校用地における公立学校の増改築に際して、増改築承諾料の徴収を廃止すること。

3. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。

4. 社会教育施設や社会体育施設の建設または耐震化及び老朽化に伴う大規模改修等について、財政措置の拡充を図ること。

5. スポーツ施設と他産業との融合施設の整備・運営について、財政措置の拡充を図ること。

6. 公立小中学校を地域の核として位置付け、公共施設の複合化を進めるため、関係府省庁を横断した財政措置を講じること。

7. 都市自治体が設置する陸上競技場について、地域における競技の実情に即した公認が行われるよう、必要な措置を講じること。
8. 激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業へ公立社会教育施設災害復旧に係る事業の追加をすること。
また、追加できない場合は、特定地方公共団体の基準に該当しない市町村の公立社会教育施設に対する国庫補助制度の創設を行うこと。
9. 現存する小中学校のごみ焼却炉について、早急に除去する必要があることから、所要の財政措置を講じること。
10. 公立学校施設の災害復旧について
全階が水没した校舎について、緊急避難場所として高層に改築する経費を補助対象とすること。
また、全壊した学校給食調理場について、現行の学校給食衛生管理の基準に基づく整備費用を補助対象とすること。
11. 学校施設や社会教育施設等に設置しているAEDの維持・管理費について、財政措置を講じること。